



民事訴訟の判決確定について

呉市が被上告人兼相手方となっている訴訟について、最高裁判所から令和5年4月19日付けで次のとおり決定があり、第2審の判決が確定しました。

【上告人兼申立人】 株式会社ゆうとぴあセトウチ

【上告の趣旨】

- 1 原判決を棄却する。
- 2 被上告人は上告人に対し、1億8031万9411円のうち7000万円及びこれに対する平成30年9月8日から支払済まで年5分の割合により金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1審、2審、上告審とも被上告人の負担とする。

【最高裁判所決定主文】

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。